

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 27(オ)910	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	借地権確認請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 29 年 12 月 14 日	原審裁判年月日	昭和 27 年 9 月 11 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 16 号 855 頁		

判示事項	
裁判要旨	

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人津田利治、同渡辺八左衛門の上告理由（後記）について。</p> <p>本件においても、所論のような脱法的な行為が認められる場合は、或は原審と異なる結論を生ずることがないとはいえないが、原判決並びにその引用した第一審判決の判文の趣旨を合せ考えれば、原審は、本件においては株式の譲渡があり、その結果会社の支配関係に移動を生じたに過ぎなかつたのであつて、所論のように本件土地賃借権の譲渡を目的とする脱法的な行為とは認めなかつた趣旨であることが明らかであり、また原審の認定した事実により脱法的な行為と認めなければならないものでもない。されば原判決には所論のような違法はなく論旨は採用することはできない。</p> <p>よつて、民訴三九六条、三八四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>（裁判長裁判官 井上登 裁判官 島保 裁判官 河村又介 裁判官 小林俊三 裁判官 本村善太郎）</p>

※参考：判例タイムズ 45 号 32 頁